

津守下水処理場消化ガス発電設備整備事業 優先交渉権者選定基準

平成17年6月

大阪市都市環境局

目次

1. 選定の基本的考え方.....	1
(1) 選定の概要.....	1
(2) 選定の流れ.....	1
2. 応募資格確認.....	2
3. 一次審査.....	3
(1) 事業方針等審査.....	3
(2) 技術審査.....	4
(3) 温暖化抑制効果審査.....	4
(4) 事業計画審査.....	4
(5) VFM審査.....	4
4. 二次審査.....	5

1. 選定の基本的考え方

優先交渉権者の選定の基本的な考え方は、次のとおりである。

(1) 選定の概要

優先交渉権者の選定の概要は、次のとおりである。

応募資格確認

応募企業又は応募グループが応募資格要件を満たしているかどうかの確認を行う。

一次審査

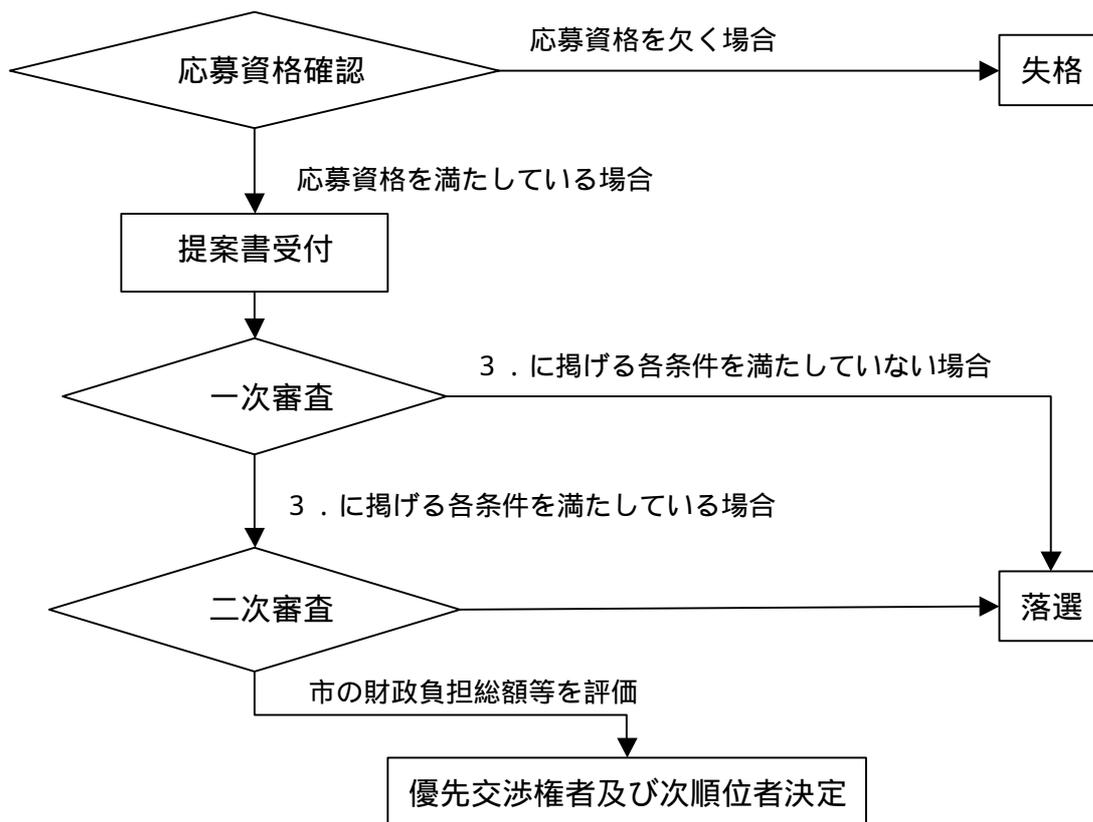
3. に掲げる各条件を満たしているかどうかの審査を行う。

二次審査

市の財政負担総額を評価し、順位付けを行う。

(2) 選定の流れ

優先交渉権者の選定の流れは、次のとおりである。



2. 応募資格確認

応募資格確認は、事業者募集要項（以下「募集要項」という。）の4（2）応募者が備えるべき応募資格要件のアからケについて、確認を行う。これらの条件を全て満たしていない応募企業又は応募グループは、失格とする。

3. 一次審査

応募資格を確認された応募企業又は応募グループは、提案書を提出する。提案書の審査は、一次審査と二次審査に分かれる。一次審査は、以下の審査を行い、全ての条件を満たしている場合に二次審査に進めるものとする。

(1) 事業方針等審査

提案された事業の方針や、経済性と環境性を両立して質の高い事業を行うための考え方等の妥当性について評価する。本審査の観点は以下のとおりである。

本事業の実施にあたっての基本方針

ア 市の事業目的を十分に理解しているか

イ PFI 事業に対する理解は十分か

温暖化効果抑制のための、システム設計及び運用に係る基本的考え方

ア 消化ガスが有効に利用されているか

イ 補助燃料にも配慮しているか

ウ 設備の自己消費電力を勘案したエネルギー総合効率を高める創意工夫がされているか

効率性と安全性の両立についての考え方

ア 業務体制は安全性を遵守しつつ効率的な体制としているか

イ ライフサイクルでの補修等費用（オーバーホール含む）の低減のための創意工夫がされているか

ウ 市が電気事業者を支払う電力料金を削減するための運用面での工夫はあるか

安全衛生管理や事故防止の方策

ア 安全衛生管理体制は適正なものであるか

イ 提案するシステムに沿った事故防止策はとられているか

緊急時の体制

ア 事故発生時に必要な初動体制がとれるようになっているか

イ 応援体制は十分か

市民等への配慮

ア 外観に配慮しているか

イ 市の求める見学者対応に関する理解は十分か

ウ その他、本事業に対する市民の理解促進のための追加的な提案

環境価値の扱いに関する提案

ア 環境価値を有効に活用するための創意工夫はされているか

イ 市にもメリットが得られる内容かどうか

その他、応募者の創意工夫による追加的な提案

(2) 技術審査

要求水準書に定められた条件を全て満たしていることの確認を行う。

(3) 温暖化抑制効果審査

提案によって津守下水処理場全体の需用電力に係る CO₂ 排出量の削減量が、本市の求める基準量以上の削減量を確保できるかの確認を行う。

具体的には、事業者の提案による消化ガス発電による電力供給を受け、電力事業者から購入する電力を低減する事により削減できる CO₂ 排出量が、4,000 トン-CO₂/年(ただし事業開始初年度を除く)を上回っていることを確認する。

なお、CO₂ 排出削減量の算出においては、電気事業者から購入する電力の排出原単位として 0.357kg-CO₂/kWh を用いること(大阪市役所温室効果ガス排出抑制等実行計画による)、また、具体の算出方法等は様式にて提示する。

(4) 事業計画審査

特別目的会社の事業収支が健全で、事業継続が可能かどうかの確認を行う。具体的には、特別目的会社の期末の手元現預金(累積現預金残高)がマイナスの期がないことについて確認を行う。

あわせて、前提条件が正確に反映されているか、提案内容と整合しているか、必要とすべき項目に漏れはないか、適正な計算が行われているか、会計処理は妥当か等の確認を行う。

(5) VFM審査

提案価格によって VFM が期待できるかの確認を行う。具体的には、津守下水処理場全体のエネルギーにかかる市の財政負担(市が事業者に支払うサービス対価と、市が電気事業者を支払う電力料金の合計)の総額が、88 億 7000 万円(消費税込み)を下回っていることを確認する。

市が電気事業者を支払う電力料金の見積条件は、募集要項にて提示する。事業者が実際に負担する費用は、実契約による。

なお、この事業の公募において応募者がいない場合又は審査の結果によりすべての提案において VFM が期待できないと判断した場合は、優先交渉権者の決定を行わず、特定事業の選定を取り消すことがある。

4. 二次審査

市の財政負担の総額がもっとも低いものを第一位、次に価格の低いものを第二位とする。市の財政負担の総額は、以下の計算式により算出する。

(市の財政負担の総額)

= (市が事業者に支払うサービス対価の合計額) + (市が電気事業者に支払う電力料金の合計額)

- ・ 算定対象とする期間は、温水の設備準備日(平成19年4月1日)から20年間とする。
- ・ 市が電気事業者に支払う電気料金の見積条件は、募集要項等にて提示する。

以上